

第一部 学術交流・視察の経緯と概要

北京大学国際関係学院・学術交流会と「日本学者考察大連」

－ 春季海外研究視察団の成果と展望 －

古川 純（社会科学研究所所長）

1. 企画の経緯

2年に1回開催される恒例の社研・春季海外視察は、1993年の韓国（麻島所長）に始まり、95年の中国（北京および上海、麻島所長）、97年のベトナム（水川所長）、99年の香港・深圳（水川所長）とアジアにこだわって展開されてきたが、これまでは工場見学・企業（進出日本企業や合弁企業など）見学が中心であった。各年の海外視察の成果に関しては、社研月報の各特集号において参加者からの研究報告・紀行文が掲載され、都合により参加できなかった所員に大きな刺激を与えたと思われる。私自身については、95年・99年の2回、春季海外視察に参加しその都度、各地域や企業視察で見えてきた問題に関して印象記を月報に寄稿した。

今回、99年11月に社研創立50周年記念事業を行ったことを契機として、黒田事務局長とともに海外視察企画のあり方を見直して、所員の研究関心にも応えながら工場見学や企業視察に限られない学術交流の可能性を検討した。その結果、（1）2000年6月に専修大学との国際交流協定が締結されて提携校となった中国・北京大学国際関係学院を訪問して合同研究会を開催すること、（2）従来からの企業視察に加えて訪問する都市（日本との交易が盛んで経済発展のめざましい大連市）の政府機関や裁判所、法律事務所等をも視察して研究・調査の新たな発展をめざすこと、の2点を骨子とする所長原案を事務局会議および運営委員会に提案し、基本的な承認を土台に、所員からのさまざまな意見をとり入れながら具体案を作成した。それが2000年11月所員総会で承認され2001年3月実施された今回の春季海外視察企画である。

この企画を作成するにあたっては、孟 祥傑氏（北京世紀津橋文化交流中心代表、元信州大学経済学部専任講師〔国際交流担当〕）に北京大学訪問および大連市政府・人民法院・合弁企業視察に関するコーディネーターをお願いし、併せて全旅行日程の交通・宿泊等の予約業務をもお願いした。孟氏は、北京大学日本研究センターの客員研究員として、専修大学と国際関係学院との交流協定締結の際にさまざまな調整役を果たされた方であり、日中間の学術・文化交流に積極的にとり組まれてきた方であることから、事務局および運営委員会の議を経て所長判断で春季海外視察のコーディネーターを依頼したものである（大連市の「文柳山律師（弁護士事務所）」訪問に関しては、渉外事務で交流のあった矢澤昇治所員が調整役を担当した）。ほか

に段 瑞旗氏（北京外国語大学日本語学科卒業生）が孟氏と視察団の全日程で協力された。本月報には孟氏からのご寄稿（「百聞は一見に如かず」）があるが、孟氏が今回の視察で示された日中学術・文化交流のための献身的努力に対し、所長として厚く御礼申し上げる次第である。

もう一つ謝意を加えておきたい。北京大学国際関係学院訪問と学術交流会の実現に当たっては、北京大学副学長・何 芳川先生および国際関係学院副院長・李 玉先生の温かいご支援があった。李先生は、昨年8月末から1年間の予定で信州大学経済学部客員教授として日本にご滞在中であり、今回の訪問先である国際関係学院常務副院長・潘 國華先生とのご連絡を親しくおとりいただき、学術交流研究会の中国側報告者として梁 雲祥先生をご紹介いただいた。また何副学長は、昨年12月はじめに訪日された機会に、提携校である専修大学を訪問され社研主催で記念講演をされたが、その折に光栄にも北京での副学長主催歓迎晩餐会開催のお約束をいただいた。3月16日に開催された学術交流会終了後の晩餐会では、私は所長として短い中国語でのお礼の挨拶を交えながら「食は文化なり」を実感する中国料理を十分に堪能したが、有名な「白酒」をもいただきつつ国際関係学院の賈 慶国副院長をはじめとする研究者と私たちとの心の通い合う交流が行われたことをご報告し、何副学長に心より感謝を申し上げる次第である。

国際関係学院での学術交流会および大連市訪問の概要に関しては、『ニュース専修』第368号（2001.5.15）に私が寄稿したが、以下に簡単に報告しておきたい。なお学術交流会での報告は、孟氏の斡旋で国際関係学院の紀要に中国語訳されて掲載される予定である。



北京大学訪問前に「頤和園」にて（団員31名）

2. 学術交流会

私たち視察団31名は3月16日昼食後、まず丸井 憲氏（日中民間文化芸術交流協会聯絡部、昨年12月の何副学長の専修大学訪問の際に同行された）のご案内で北京大学構内を見学した。その後、国際関係学院会議室において潘 国華常務副院長の司会のもとで学術交流会が開かれた。社研側からは、樋口 淳所員（文学部）が「国家の枠組みを越える力—新しい時代の国際交流—」、野口 眞所員（経済学部）が「アジア経済危機以後の日中経済協力関係を展望して」の2題を報告、国際関係学院側からは梁 雲祥副教授が「21世紀に向けての中日関係」を報告された（日本語→中国語、中国語→日本語の通訳は紀 廷許・中国日本史学会副秘書長＝北京大学歴史学系日本史学科博士課程が務められた）。意見交換においては、予想されたところではあったが、ナショナリズムや歴史認識をめぐって和やかながらも真剣かつ厳しい質疑が交わされた。そのなかで梁副教授は、負のナショナリズムによって過去の不愉快な歴史に戻ることのないようにすべきであること、さらに「日中間では対立ではなく共通の利益について話を進めていくなれば、一部の微妙な問題は次の世代によって解決できるだろう」と述べ、「急がばまわれ」と指摘されたことが印象的だった。



学術交流会

3. 大連市訪問・視察

3月17日北京空港発・大連空港着後から始まった視察団の大連視察、特に市政府視察にはTV局や新聞社の取材があったが、その報道の一部は私たちが大連を発つ3月20日付の『大連日報』2面の「要聞」(TOP NEWS)に「日本学者考察大連」として掲載された。その背景には、大連市外事弁公室による「外賓接待計画」(関于接待日本専修大学学者代表团的計画)の内部文書発令があったことが後にわかった。北京大学日本研究センター客員研究員である孟氏のコーディネートもさることながら、31名にもものぼる日本の大学からの学者視察団の市政府訪問は異例なものであったと思われる。

(1)大連ではまず、日本からすでに連絡をとっていた文 永然氏(大連市政府外事弁公室所長、大連市人民対外友好協会秘書長)の出迎えを受けて、3月19日午前には市政府を訪問した。はじめに夏 徳仁・常務副市長(経済学博士)の接受を受け(通訳は楊 坤氏)、ビデオの映像により近年の大連市(1990年に大連市港建設100周年を迎えた)のめざましい発展の状況を強く印象づけられた。大連の特色の第1は、北方における改革開放の拠点であること(外資は8000社100億ドル、総投資に占める日本の比率は36.7%で最多である)、第2の特色はインフラ改善の結果すばらしい環境を誇っていることである。夏常務副市長は「一衣帯水」を強調された。つづいて于 涛・対外経済貿易委員会副主任の流暢な日本語により、1984年から始まった大連の改革開放政策後、成長の著しい中(大連)日貿易の現況のレクチュアがあり(資本協力形態として合弁、合作、独資)、また城郷建設委員会副主任の張 宏安氏等から居住環境重視の都市建設の近況、梁 宏君・環境保護局副局長から重化学工業都市であった大連の環境汚染を転換させて緑化を進めるために100社の企業移転を実現した等の報告をうかがった。視察団にはそれぞれの部局に関わる専門研究所員が多いため、約束の時間内で終わらないほどの豊富な質疑が展開されたが、それらの詳細は本月報の参加者寄稿で報告されるであろう。

(2)3月19日午後に行われた大連市中級人民法院(高等裁判所に相当)訪問では、都 本有副院長の接受を受けたが、都副院長は他の法院判事とともに訪問参加者7名(法学部所属所員5名および文学部所属所員2名)と会議室で自由な雰囲気の中で質問に答えられた。この訪問記は私の別稿で報告するが、会見終了後に法院内見学を希望すると、都副院長は快く許可をされ、大法廷(講演会用の大講堂の雰囲気あり、翌週に予定された表彰会議の準備で垂れ幕が掲げられていた)および2つの小法廷(民事と刑事、3つ目の小法廷は開廷中であつた)をきわめて自由に見学でき、また写真撮影も無制約であつた。この自由さの背景には、改革開放のもたらした大きな枠組みがあることは想像に難くないが、さらに先にふれた大連市外事弁公室による協力指示の内部文書発出が影響したであろうと思われる。

(3)経済開発区等の企業視察

企業視察の責任者である黒田事務局長による別稿を参照されたい。

(4)文 柳山法律事務所訪問

3月17日の大連到着後すぐ、法学部所属所員5名は文弁護士事務所を訪問した(文弁護士は日本企業や合弁企業の進出に伴う法律的事務や法律紛争を扱い日本語に堪能である、ただし通訳は李 順子・大連中国青年旅行社日本部副部長)。文弁護士からご寄贈いただいた孫 国棟主編『中国大律師』(西苑出版社、2000.6)所収の斉 祥春氏による文柳山弁護士を称賛する紹介によると、文弁護士は1986年に北京大学研究生となり法学修士の学位を取得、1988年9月に35才で大連市での仕事を割り当てられ、1989年1月から弁護士活動を開始し、1994年に優秀な弁護士を集めて弁護士事務所を開設したという。文柳山法律事務所のパンフレット(WEN & PARTNERS ATTORNEYS AT LAW)によると、現在の弁護士数は合計9名であり、訪問当日は文弁護士のほかに車 奎弁護士(労働事件が専門)と面談できた。文弁護士の名刺には「高級律師」という肩書きがあったので質問をしたところ、「高級律師」も「律師」も仕事の範囲は同じで、いわば大学の教授・助教授・講師のような肩書きのようなものという説明であった。中国では、弁護士試験に合格した後、1～2年で4級律師、その後3年ぐらいで3級律師、その後3年ぐらいで2級律師(論文と委員会による評価による)、その後5年ぐらいで1級律師(論文と省政府委員会による評価による)と分類され、2級と1級が「高級律師」とされる、とのことであった。大連では1級律師は3名、2級律師は10名おり、文弁護士はこの2級律師のひとりである(もっとも文弁護士はこうした律師の等級分類には意味がないという意見に賛成だといわれた)。インタビューの詳細は矢澤所員による別稿を参照されたい。

4. 今後の国際的研究交流のあり方についてーアジアのなかの日本

「新しい歴史教科書をつくる会」を中心とした文部省検定・歴史教科書(扶桑社)の皇国史観と自民族中心主義に基づく歴史記述は、特に韓国政府・市民団体から厳しい批判を受け、民間(市民社会間)交流に関しても憂慮すべき状況が煮詰まってきている。「過去の克服」ができない日本という批判は国際的に定着しそうな勢いがある(参照、高橋哲哉「各国で進む『過去の克服』」朝日新聞2001.7.12夕刊)。歴史教科書問題は決して日本の国内問題ではない。「韓国併合」や主権国家・中国を戦場とした過去の戦争、自国の植民地を決して手放すことなく「アジア解放」を唱えてインドシナ半島やフィリピン諸島、インドネシア等を戦場とした「大東亜戦争」は、まさしく国際問題を引き起こしたわけであるから、それをめぐる事実認識や評価は必然的に関係諸国との現在の国際関係枠組みのなかで問われるべき国際問題である。

小泉内閣総理大臣の公然たる靖国神社公式参拝強行発言は、憲法の政教分離原則違反という点では国内問題だが、日本政府が講和条約第11条でその「裁判(judgement=判決)を受諾し」

た「極東国際軍事裁判」（東京裁判）のA級戦犯が祭神として合祀されている神社への日本国民を代表する公式参拝である点では、必然的に国際関係の枠組みで問われるべき問題である。歴史教科書問題と総理の靖国神社公式参拝問題は、内部でつながっている国際問題以外の何ものでもない。「過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となる」（ドイツ敗戦40周年記念の連邦議会演説におけるワイツゼッカー・西ドイツ大統領の発言）のである。

私は「現在の国際関係枠組みのなかで」と述べたが、それは「アジアのなかの日本」という枠組みでと言い換えるべきだろう。私たち社研は「社会科学」研究所として、今後もこの枠組みでの市民社会間交流を通じて、国境を越える新たな共生社会の構築を展望しなければならないと考える次第である。

[付記] 今回の海外視察団の参加者であった坂本重雄所員（法学部教授）は、本年4月29日、急逝された。まったく突然のご逝去であった。今なお信じられない思いであるが、社研所長として哀悼の意を込めて、坂本重雄先生の団員としてのご活躍をお伝えしつつ先生を追悼する文章を本月報末尾に掲載した。ご参照を請う次第である。